



2013 もてぎカートレース

2013 MOTEGI KART RACE



特別規則書

SUPPLEMENTARY REGULATIONS

- Round 1 ▶ 3.24 sun.
- Round 2 ▶ 6. 2 sun.
- Round 3 ▶ 7. 7 sun.
- Round 4 ▶ 8.29 sun.
- Round 5 ▶ 9.29 sun.
- Round 6 ▶ 12.8 sun.



特別規則書目次

もてぎカートレース

第 1 章 総則

第 1 条	競技会の名称	3
第 2 条	競技種目	3
第 3 条	競技会の格式	3
第 4 条	開催場所	3
第 5 条	オーガナイザーの名称と住所	3
第 6 条	大会組織委員会および審査委員会	3
第 7 条	大会競技役員	3
第 8 条	開催日程・種目	4、5

第 2 章 参加申込

第 9 条	参加定員	6
第 10 条	参加資格	6
第 11 条	参加申込受付期間	7
第 12 条	もてぎ・鈴鹿(MS)共済会	7
第 13 条	参加料および保険料金規定	8
第 14 条	参加受理と参加拒否	8

第 3 章 競技に関する規則

第 15 条	車両検査	9
第 16 条	自動計測器	9
第 17 条	車載カメラ	9
第 18 条	公式練習	9
第 19 条	タイムトライアル	10
第 20 条	レースの方法	10
第 21 条	予選・決勝ヒートの最大グリッド数	10
第 22 条	予選ヒート(Senior MAX、Junior MAX、MAX Masters、X30)	10
第 23 条	決勝	11
第 24 条	スタート	11、12
第 25 条	信号旗	12
第 26 条	給油	12
第 27 条	レース終了	12
第 28 条	レースの中断	12
第 29 条	完走	12
第 30 条	順位の決定	12
第 31 条	車両保管および再車両検査	13
第 32 条	ピット要員およびパドック	13
第 33 条	審判員	13

第 4 章 抗議に関する事項

第 34 条	抗議	13
--------	----	----

第 5 章 成績および賞典に関する事項

第 35 条	成績決定および賞典	14
第 36 条	シリーズ賞	14、15

第 6 章 広告に関する事項

第 37 条	広告	15
--------	----	----

第 7 章 ペナルティーに関する事項

第 38 条	ペナルティー	16
--------	--------	----

第 8 章 その他の一般事項

第 39 条	オーガナイザーの権限	16
第 40 条	大会の延期および中止	16
第 41 条	公式通知の発行	17
第 42 条	本規則の解釈	17
第 43 条	特別規則ブルテンの発行	17
第 44 条	ビット、パドック、駐車エリア使用に関して	17
第 45 条	負傷時の医務室受診義務	18

技術規定

第 1 章 共通規定

第 46 条	シャシー、エンジンおよびタイヤの登録	19
第 47 条	タイヤ	19
第 48 条	カート	19
第 49 条	最低重量	20
第 50 条	競技ナンバー	20
第 51 条	インレットサイレンサー(吸気消音器)	20
第 52 条	フロントパネル	20
第 53 条	サイドボックス	20
第 54 条	フロントフェアリング	20
第 55 条	リアバンパー	20
第 56 条	発信機	20
第 57 条	ブラグ	20

第 2 章 クラス別規定

第 58 条	X30	21
第 59 条	Senior MAX、Junior MAX、MAX Masters	21、22
第 60 条	YAMAHA スーパーSS、SS、TIA、TIA ジュニア、カデットオープン	22
第 57 条	バンサー	23

もてぎ・鈴鹿共済会(MS 共済会)保険金支払い規定(抜粋)	24
-------------------------------	----

公示

本大会は JAF の公認のもとに FIA の国際モータースポーツ競技規則および、国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則および、JAF 国内カート競技規則とその付則、本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

2013 もてぎ カートレース

第2条 競技種目

第1種競技車両およびリブレ車両によるスプリントレース

第3条 競技会の格式

- 1) 準国内: Senior MAX、Junior MAX
- 2) クロージド: X30、MAX Masters、YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA TIA、YAMAHA TIA ジュニア、パンサー
- 3) イベント: YAMAHA カデットオープン

第4条 開催場所

ツインリンクもてぎ 北ショートコース(982m)

第5条 オーガナイザーの名称と住所

- 1) オーガナイザーの名称
株式会社モビリティランド
- 2) オーガナイザーの住所
〒321-3597
栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1
TEL 0285-64-0200
FAX 0285-64-0209

第6条 大会組織委員会および審査委員会

大会公式プログラムに記す。

第7条 大会競技役員

大会公式プログラムに記す。

第8条 開催日程・種目

2013年 もてぎカートレースシリーズ日程・カテゴリー表

日程	レース	全日本選手権	地方選手権		ジュニア選手権		X30 Challenge	
	クラス	FS125	FS125	FP-3	FP-Jr	FP-Jr Cadets	X30	Senior MAX
	格式	国内	準国内	準国内	準国内	準国内	クロースド	準国内
	区分	FS125	FS125	FP-3	FP-Jr	FP-Jr カデット	FS125	FS125
	エンジン	IAME PARILLA X30	IAME PARILLA X30	YAMAHA KT100SEC KT100S	YAMAHA KT100SEC	YAMAHA KT100SEC	IAME PARILLA X30	ROTAX FR125MAX
	指定タイヤ	DL DRY: DEH WET: W12	DL DRY: SL6 WET:	YH DRY: SL07 WET: SL03	BS DRY: SL07 WET: SL94	YH DRY: SLJ WET: SL03	DL DRY: SL6 WET: SLW2	MOJO DRY: D2 WET: W2
	参加資格	2013年 全日本 カート 選手権 統一規則 に準ずる	2013年 地方カート選手権 統一規則に準ずる		2013年 ジュニアカート選手権 統一規則に準ずる		JAFカート 国内B以上/ JAFカート 国内ジュニアA以上 (当該年度 13歳以上)	JAFカート 国内B以上/ JAFカート 国内ジュニアA以上 (当該年度 15歳以上)
	最低重量	155kg	155kg	150kg	138kg	113kg	155kg	160kg
3/24	もてぎカートレース第1戦						○	○
5/4・5	2013年 全日本カート選手権FS125部門 東地域 第2戦 2013年 地方カート選手権東地域 第2戦 2013年 ジュニアカート選手権東地域 第2戦	●	●	●	●	●		
6/2	もてぎカートレース第2戦						○	○
7/7	もてぎカートレース第3戦						○	○
8/25	もてぎカートレース第4戦						○	○
*9/29	もてぎカートレース第5戦						○	○
11/9・10	2013年 第37回 TOYOTA SLカートミーティング全国大会*							
12/8	もてぎカートレース第6戦						★	○
	年間開催数	1	1	1	1	1	6	6

上表のスケジュールのほか、2013年、ツインリンクもてぎでは下記のレース・イベントを開催いたします。
2/23(土)・24(日) 第8回 レンタルカートフェスティバル in ツインリンクもてぎ
8/10(土)・11(日) 2013 もてぎKART耐久フェスティバル“K-TAI” [ツインリンクもてぎ ロードコース(1周約4.8km)にて開催]

- 印はもてぎシリーズポイント対象外。
- ★X30 Challenge特別戦

※暫定カレンダーでは第5戦を10/6として発表しておりましたが、9/29に変更となりました。
※7/7開催のバンサークラスはバンサーツアーとして開催。
※YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA TIA、YAMAHA TIAジュニア、YAMAHA カデットオープンクラスは、「TOYOTA SL
※2013 第37回 TOYOTA SLカートミーティング全国大会では、上記クラスに加え、YAMAHAレディスクラス・YAMAHAカデットクラスの開催も

もてぎカートレースシリーズ								
ROTAX MOJO MAX CHALLENGE		バンサー	TOYOTA SLカートミーティング※					
Junior MAX	MAX Masters		<u>YAMAHA スーパーSS</u>	YAMAHA SS	YAMAHA TIA	<u>YAMAHA TIAジュニア</u>	YAMAHA カデットオープン	
準国内	クローズド	クローズド	<u>クローズド</u>	クローズド	<u>クローズド</u>	<u>クローズド</u>	-	
FS125	リブレ	リブレ	<u>FP-3</u>	FP-3	<u>FP-3</u>	<u>FP-3</u>	-	
ROTAX FR125MAX/Jr	ROTAX FR125MAX	IAME コメットバンサー	<u>YAMAHA KT100SD KT100SC KT100SEC</u>	YAMAHA <u>KT100S ※</u> KT100SD KT100SC KT100SEC ※14歳以下 (中学2年生) はSECに限定。 ※15歳以上 (中学3年生) はSLクラッチのみ 装着可。 ※KT100Sでの参 加も認めますが、 シリーズポイントの 対象外とします。		YAMAHA <u>KT100SD KT100SC KT100SEC</u> ※14歳以下は (中学2年生) SECに限定。 ※15歳以上は (中学3年生) SLクラッチのみ 装着可。	<u>YAMAHA KT100SEC</u>	YAMAHA KT100SEC
MOJO DRY:D1 WET:W2	MOJO DRY:D2 WET:W2	YH DRY:SL07 WET:SL03	BS DRY:SL07 WET:SL94		DL DRY:SL-PD WET:SL-94/SL-W2		YH DRY:SL-J WET:SL03	
JAFカート 国内シニエ7B以上 (当該年度 12歳～17歳まで)	TRMC-S会員/ JAFカート 国内B以上/ SL-B以上 (当該年度 30歳以上)	TRMC-S会員/ JAFカート 国内B以上/ SL-B以上/ 主催者が特別に 認めた者 (当該年度 満20歳以上)	<u>SL-B以上 (当該年度 30歳以上)</u>	SL-B以上 (当該年度 12歳以上)		<u>SLカデット/ SL-B以上 (当該年度 11歳～15歳)</u>	SLカデット/ SL-B (当該年度 8歳～13歳)	
148kg	165kg	150kg	<u>150kg</u>	145kg	<u>140kg</u>	<u>130kg</u>	110kg	
○	○	○	○	○			○	
○	○	○	○	○			○	
○	○	●※	○	○	●		○	
○	○	○	○	○		●	○	
○	○	○	○	○			○	
			●	●	●	●	●	
○	○	○	○	○			○	
6	6	5+1	6+1	6+1	1+1	1+1	6+1	

カートミーティング」としての開催となります。参加に際し、SLOライセンスが必要です。
予定しております。

第 2 章 参加申込

第 9 条 参加定員

- 1) 参加受付台数は各クラス共 62 台とし、それを超えた場合は大会事務局にて抽選とする。参加申込に対する抗議は一切受け付けない。
- 2) 各クラス参加申込締切時点で、参加台数が 5 台未満(X30 クラスは 4 台未満)の場合は当該クラスを不成立とする場合がある。不成立となった場合、参加料は、全額返金される。
また、2 クラスの合計が 28 台未満の場合、混走とする場合がある。

第 10 条 参加資格

- 1) エントラント
2013 年度に有効なエントラントライセンス所持者であること。
(クローズドクラスはエントラントライセンス所持者またはオーガナイザーのクラブ員とする。)
- 2) ドライバー
クラスごとに必要なライセンス区分および年齢制限は以下の通りとする。

X30:	JAF カート国内 B 以上、 JAF ジュニア A 以上 (当該年度 13 歳以上)
Senior MAX:	JAF カート国内 B 以上、 JAF ジュニア A 以上 (当該年度 15 歳以上)
Junior MAX:	JAF カート国内ジュニア B 以上 (当該年度 12 歳～17 歳)
MAX Masters:	TRMC-S 会員また又は JAF カート国内 B 以上 SLO ライセンス グレード B 以上 (当該年度 30 歳以上)
<u>YAMAHA スーパーSS:</u>	<u>SLO ライセンス グレード B 以上</u> <u>(当該年度 30 歳以上)</u>
YAMAHA SS:	SLO ライセンス グレード B 以上 (当該年度 12 歳以上)
<u>YAMAHA TIA:</u>	<u>SLO ライセンス グレード B 以上</u> <u>(当該年度 12 歳以上)</u>
<u>YAMAHA TIA ジュニア:</u>	<u>SLO ライセンス カデットまたはグレード B 以上</u> <u>(当該年度 11 歳～15 歳)</u>
YAMAHA カデットオープン:	SLO ライセンス カデットまたはグレード B (当該年度 8 歳～13 歳)
パンサー:	TRMC-S 会員又は JAF カート国内 B 以上、 SLO ライセンス グレード B 以上 (当該年度 20 歳以上)
- 3) ピットクルー: ドライバー 1 名につき 2 名までとする。
※登録できるピットクルーの年齢は 16 歳以上とする。

第 11 条 参加申込受付期間

1) 受付期間

	開催日	申込開始日	申込締切日
第1戦	3月24日	2月25日(月)	3月11日(月)
第2戦	6月2日	5月7日(火)	5月20日(月)
第3戦	7月7日	6月10日(月)	6月24日(月)
第4戦	8月25日	7月29日(月)	8月12日(月)
第5戦	9月29日	9月2日(月)	9月17日(火)
第6戦	12月8日	11月11日(月)	11月25日(月)

【一斉休業の案内】

第1戦 参加申込期間中、2月末日までの冬季営業期間は火曜日・水曜日は定休日となります。また第3戦 参加申込期間中の6月17日(月)～6月20日(木)は場内一斉点検のため休業とさせていただきます。
どちらの期間も郵送、および WEB での参加申込につきましては問題なく、行なっていただけますが、お電話等のお問い合わせについては、ご利用いただけませんので、なにとぞ、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

【本年の参加申込に関する変更点の注意事項】

- ・ 本年より申込期間が変更となりました。お間違いないようご注意ください。
上記期間締切後、参加を受け付ける場合もございますが、その場合は期間外手数料3,000円(税込)を必要となります。
 - ※ 申込期間終了後に参加を希望する場合は、必ず申込前に大会事務局に申し出て下さい。事前連絡なしのお申込は一切受理いたしません。
 - ※ 事前に連絡をいただいた場合であっても、お受けできない場合もございます。
- ※ 本年より Web エントリーも可能となりました。これに伴いまして、WEB 申込割引を実施いたします。(WEB 申込以外の場合は割引対象となりません。)
- ※ 本年より年間エントリー制度を新設しました。詳細は第13条をご参照ください。

- 2) 参加申込は参加申込書に必要事項を完全に記載し、参加料ともてぎ・鈴鹿(MS)共済会会費を添えて申込〆切日(郵送の場合は締切日必着)までに申請しなければならぬ。

- 3) 参加申込を郵送にて行なう場合は、現金書留にて大会事務局に送付すること。

参加申込先住所

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ モータースポーツ課
もてぎカートレース事務局

- 4) Web より申し込む場合は、ツインリンクもてぎ カートレースホームページに設置されたリンクサイトから行なうこと。

※ ツインリンクもてぎ もてぎカートレース ホームページ
http://www.twining.jp/j-kart_m/

- 5) 20歳未満のドライバーは参加申込書の誓約書(承諾書)に親権者または保護者の署名と実印の捺印とその印鑑証明(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。ただし、事前に年間誓約書・承諾書を提出したレースに限り、1通の印鑑証明で競技への参加を認める。

上記の書類を選手受付時まで完全に提出できないものは、いかなる理由があろうと競技に参加することはできない。

第 12 条 もてぎ・鈴鹿(MS) 共済会

ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行、レースイベントに参加するドライバーおよびピットクルーは、もてぎ・鈴鹿(MS) 共済会に入会しなければならない。

第 13 条 参加料および保険料金規定

参加料(消費税含む)は次のとおりとする。

- 1) 全クラス:

	WEB 割引エントリー料	通常エントリー料金
TRMC-S・SMSC 会員	9,500円	10,000円
非会員	14,500円	15,000円

※ 正規エントリー期間終了後に参加申込を行なった場合は、上記料金に加え期間外手数料3,000円(税込)を必要とする。

※ 非会員は別途 MS 共済会が必要。

●年間エントリーについて

ドライバーが TRMC-S/SMSC 会員の場合に限り、年間エントリーを受け付ける。
料金は下記の通り。

クラス	年間エントリー料金
パンサー(全5戦)	47,000円
パンサー以外(全6戦)	56,000円

※ 年間エントリーをした場合、主催者が大会を中止した場合を除き、
納付されたエントリー料金は、いかなる場合も返還されない。
(負傷欠場なども含む。)

【年間エントリー特典】

1. 年間エントリーをした参加者に対し、無料スポーツ走行券1枚(1日券)を
進呈する。(会員スポーツ走行・参加者専用特別スポーツ走行に使用可。)
※ 無料スポーツ走行券は対象者の第1戦 参加受理書に同封される。
2. 年間固定ゼッケンが与えられる。
3. 各戦毎に車両通行証が1枚追加で進呈される。
(各戦の参加受理書に同封)

【年間エントリー受付期間・申込方法】

申込は Web エントリーに限られる。

受付期間:2013年2月25日(月)～3月11日(月)

- 2) ピットクルー登録料は1名につき下記のとおりとする。

TRMC-S・SMSC 会員	1,000 円
非会員	1,000 円

※非会員は別途 MS 共済会が必要。

- 3) MS 共済会(非課税)

ドライバーおよびピットクルーが TRMC-S、SMSC 非会員の場合に必要。

●ドライバー…………… 3,000 円

●ピットクルー1名につき… 500 円

※ 参加申込受付後の TRMC-S・SMSC 入会に対しての参加料の差額は返還されない。

第 14 条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第 3 章 競技に関する規則

第 15 条 車両検査

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第 3 章に基づき、車両検査が行なわれる。
ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない、その際服装に関しても「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第 3 章第 11、12 条において、技術委員の検査を受けなければならない。規則に不適合な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- 2) 車両検査の日時および場所は公式通知にて知らされる。
- 3) 「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第 8 章 第 31、32 条に基づき計量が行なわれる。その際、車検場に工具の持込は一切禁止する。
(エアゲージも含む)
- 4) ヒート終了時には「JAF 国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わっているものとする。

第 16 条 自動計測器

- 1) オーガナイザーが自動計測装置(トランスポンダー)を用意している場合、参加者は出走時にこの装置車両に取り付けなければならない。取付を拒否した場合は、当該車両およびドライバーは出走を認められない。
- 2) 自動計測装置(トランスポンダー)の配布は、選手受付時に行ない、返却については各レース終了後 1 時間以内とする。
また、参加者は、主催者が用意する自動計測装置の代わりに、自身で所有する MYLAPS 社(旧 AMB 社)製「TranX160・TranX260・TranXPRO」(通称マイボンダー)を使用することができる。
ただし使用する際は以下の項目を遵守すること。
 - ① 使用申請については所定の用紙にて参加受付までに行なうこと。
 - ② 計時委員長が判断し、競技役員により指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。

第 17 条 車載カメラ

車載カメラを取り付ける場合、“カメラ搭載許可申請書”に必要事項を記入し、大会事務局まで提出しなければならない。

第 18 条 公式練習

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第 6 章 第 23 条に基づき公式練習を行なう。
ピットアウトスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。

第 19 条 タイムトライアル

全クラスとも参加する全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。
参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、次ヒート最後尾スタートとなる。

タイムトライアルは以下のいずれかの方法で行なう。

- (1) 1 周のウォーミングアップ後、1 周の計測を行なう。同タイムの場合は先に出走した者を上位とする。出走順はブリーフィングにて通達される。
- (2) 5 分間のタイムアタック時間を設け、その時間内でのベストラップを採用する。
ただし、ベストラップが同タイムの場合はセカンドタイムを採用する。タイムアタックの際、当該クラスの出走台数が28 台を超えた場合、グループ分けを行なう。
グループ分けはゼッケン順に前半、後半とし、各グループの最小ゼッケン者の抽選により、グループの出走順を決定する。グリッドはグループに関わらずタイム順に決定する。
天候の急変等により、一方のグループのトップタイムが他方グループのトップタイムの 102%を超えた場合は、最速タイムを記録したグループを IN 側、もう一方のグループを OUT 側とし、各グループの順位はタイム順により決定される。
- (3) その他の方法で行なう場合は公式通知にて発表する。

第 20 条 レースの方法

- 1) MAX Masters、Senior MAX、Junior MAX、X30 レースは予選 1 ヒート、決勝 1 ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。出場台数により、予選ヒート終了後セカンドチャンスヒートを行なう場合がある。
- 2) YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA TIA、YAMAHA TIA ジュニア、YAMAHA カデットオープン、パンサーレースは決勝 2 回とし、各決勝ごとに順位が決定される。

第 21 条 予選・決勝ヒート最大グリッド数

34 台

第 22 条 予選ヒート(MAX Masters、Senior MAX、Junior MAX、X30)

- 1) 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの結果による。
- 2) 出場台数が 34 台を超えた場合は、予選ヒートを 2 グループに分けてヒートレースを行ない、A グループをタイムトライアル奇数順位、B グループをタイムトライアル偶数順位とし、予選各グループの上位 17 位を決勝進出とする。
- 3) 出場台数が 38 台を超えた場合は、予選ヒートを 2 グループに分けてヒートレースとセカンドチャンスヒートを行なう。2 グループに分ける場合は A グループをタイムトライアル奇数順位、B グループをタイムトライアル偶数順位とし、両グループより 14 台ずつ(28 台)の出場者を第 1 次選出し、残りはセカンドチャンスヒートにより上位 6 台を選出する。
- 4) 予選ヒートおよびセカンドチャンスヒートの周回数は次のとおりとする。
 - 予選ヒート
 - 制限付及び準国内格式クラス： 12 周
 - クローズド格式クラス： 10 周
 - セカンドチャンスヒート
 - 全クラス： 7 周

第 23 条 決勝

- 1) MAX Masters、Senior MAX、Junior MAX、X30
 - (1) 予選ヒート、セカンドチャンスヒートを通過したドライバーのみで行なう。
 - (2) グリッドは予選ヒートの結果順による 2 列のカートからなる。グループ分けを行なった場合は、A グループを IN 側、B グループを OUT 側としセカンドチャンスヒート選出者は、1 次選出 (28 台の後方に着順でグリッドを決定する。
 - (3) 周回数
制限付及び準国内格式クラス: 15 周
クローズド格式クラス: 12 周
- 2) YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA TIA、YAMAHA TIA ジュニア、YAMAHA カデットオープン、パンサー
 - (1) 決勝 第 1 レースは、タイムトライアルの結果順による 2 列のカートからなる。
 - (2) 決勝 第 2 レースは決勝 第 1 レース中のベストラップタイム順による 2 列のカートからなる。第 1 レースに出走しなかった車両のスターティンググリッドは最後尾となり、該当車両が複数の場合、スターティンググリッドはタイムトライアルの結果順とする。
 - (3) 周回数
12 周

第 24 条 スタート

- 1) ローリングスタート(パンサーを除く全クラス)
 - (1) スタートラインの 25m 手前に引いてあるイエローラインを自分のカートが通過するまでは加速を禁止する。これに違反した場合はペナルティーが課せられる。
 - (2) フォーメーションラップ開始後、レッドライトが点灯され隊列が整ったと判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行なう。更に 1 周行なう場合にはレッドライトの点灯を続ける。
 - (3) ドライバーはスタートの合図が行なわれるまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはならない。これに違反したドライバーはペナルティーの対象となる。
 - (4) フォーメーションラップ中に停止・再スタートしたドライバー、周回遅れのドライバーは、隊列の最後尾につかなければならない。また、隊列から大きく遅れたと判断され白地に赤バツテンの表示が出されたドライバーも最後尾につかなければならない。(ミススタートとなった場合も解消されない)
 - (5) 先頭車両が自分を追い越していくだろうと予期して隊列の前から自分のグリッドに戻ってはならない。戻った場合には、ドライバーに黒旗が振られ失格となる。
 - (6) ポジションに再度つくため、レースに使用されるコース以外を走行することは禁止する。
 - (7) スタート後、先頭車両が 1 周するまでにスタートラインを越えない車両はそのヒートに出走できない。
 - (8) フォーメーション中、第 10 コーナー手前のコース両サイドに設置されたパイロンとパイロンを直線で結んだラインからスタートラインまでは追い越し禁止とする。
- 2) スタンディングスタート(パンサー)
 - (1) 信号灯によるスタンディングスタートを採用する。「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第 7 章に従う。
 - (2) ドライバーはピットロード上ダミーグリッドに、手押しで車両をつける。
 - (3) 合図によりピットロードからコースインし、1 周のフォーメーションラップを行ない、コース上のグリッドにつく。
 - (4) フォーメーションラップ終了後、全車グリッドについた時点でレッドライトが点灯し、3～5 秒後にレッドライト消灯でスタートとなる。

- (5) スターティンググリッドにてスタートできないドライバーは両手を頭上に高く挙げ後方のドライバーに知らせなければならない。
- (6) フォーメーションラップおよびスタートができなかったドライバーは全車スタート後、ピットロードに車両を移動し、ピットクルーの援助によりスタートする事ができる。ただし、コースインについてはオフィシャルの指示に従うものとする。
- (7) 不正スタート(ジャンプスタート)があった場合は、競技長はスタート進行を中断するか、もしくはそのヒートをスタートした後に、その旨を大会審査委員会に諮り、同委員会是不正スタートをしたドライバーに対しペナルティーを課すことができる。

第 25 条 信号旗

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第 3 章に従う。

第 26 条 給油

レース中の給油は禁止とする。

第 27 条 レース終了

- 1) 決勝ヒート着順 1 位のドライバーがフィニッシュライン通過後 2 分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。
- 2) 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められない。

第 28 条 レースの中断

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第 9 章 第 35 条(レースの中断)に従う。
- 2) 赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピットクルーはグリッドへの介入および車両の整備を行ってはならない。
- 3) ピットロードで作業中の車両に対しても、上記 2) が適用されグリッド上に戻れない車両については、ピットスタートとなり最後尾につくものとする。
- 4) グリッドでの燃料の補給は禁止される。

第 29 条 完走

チェッカーフラッグに関係なく、規定周回数の 1/2 以上を完了していること。

第 30 条 順位の決定

- 1) レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
 - (1) 完走者(チェッカーを受けたドライバー)
 - (2) 完走者(チェッカーを受けていないドライバー)
 - (3) 未完走者
- 2) 同周回数の場合はその周回を先に完了した(フィニッシュラインを先に通過した)ドライバーを優先する。

第 31 条 車両保管および再車両検査

- 1) 決勝レース終了後、所定の場所にて車両保管および再車両検査を行なう。
- 2) 車両保管の時間は決勝レース終了後 30 分以上とする。保管中は技術委員の指示があるまでは、保管カートに一切触れてはならない。
- 3) 技術委員の許可がない限り、工具を車両保管場に持ち込むことは禁止される。
- 4) 車両保管解除後、車両を参加者が速やかに引き上げなければならない。
- 5) 技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査を行なう権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は参加者もしくは代理人が責任を持って車両の分解および組み立てを行わなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- 6) 本条項の検査に応じない場合は失格とする。
- 7) 上記条項の違反者に対しては大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられる

第 32 条 ピット要員およびパドック

- 1) ピット内およびピット前作業エリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーとそのピット要員のみとする。
- 2) ピット要員の行為については「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第 18 条に基づき、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。よって、ピット要員による規則の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示することがある。
- 3) パドックエリアにおいて火気および発火物の使用は禁止する。

第 33 条 審判員

- 1) 「JAF 国内競技規則」10-20 に基づく審判員の判定事項は、本大会特別規則に関する事項とする。
- 2) 審判員の氏名は、公式プログラムもしくは、公式通知で示される。

第 4 章 抗議に関する事項

第 34 条 抗議

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」第 13 章に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。
- 2) (1) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定直後とする。
(2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後 30 分以内とする。
(3) 競技の成績に関する抗議はその発表後 30 分以内とする。
- 3) 抗議料は準国内格式、制限付格式、クローズド格式ともに 20,300 円(消費税含む)とする。

第 5 章 成績および賞典に関する事項

第 35 条 成績決定および賞典

- 1) 決勝の順位によって決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行なわれる。
- 3) 内容は全クラス次のように定める。

1位	トロフィーもしくはメダル＋副賞
2位	トロフィーもしくはメダル＋副賞
3位	トロフィーもしくはメダル＋副賞
4位	トロフィーもしくはメダル
5位	トロフィーもしくはメダル
6位	トロフィーもしくはメダル

- 4) 賞典は決勝出走台数が少ない場合、次のように制限される。

～2台	1位のみ*
3台～4台	2位まで*
5台～10台	3位まで
11台～13台	4位まで
14台～16台	5位まで
17台～	6位まで

※不成立とする場合があります。本規則書第 9 条参照。

- 5) 賞典の対象は決勝ヒートにおいて完走したドライバーに限る。

第 36 条 シリーズ賞

- 1) シリーズ成立の条件
各クラス年間開催数の 50%以上が成立した場合、シリーズは成立とする。
- 2) シリーズポイント
シリーズポイントは決勝の順位に応じて次のとおり与えられる。

- (1) MAX Masters, Senior Max, Junior Max, X30

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
22pt	18pt	16pt	14pt	12pt	10pt	8pt	6pt	4pt	2pt

- (2) YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA カデットオープン、パンサー

・決勝 第 1 レース

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
22pt	18pt	16pt	14pt	12pt	10pt	8pt	6pt	4pt	2pt

・決勝 第 2 レース

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
44pt	36pt	32pt	28pt	24pt	20pt	16pt	12pt	8pt	4pt

- (3) 各レースでのタイムトライアル 1 位の者には +2pt
- (4) 各クラス最終戦は 1.5 倍とする。
シリーズポイントは全戦の合計ポイントにおいて決定する。
全クラスとも全戦の 50%以上に値する数の競技会に参加した場合に選手権ポイントを有効とする。

同ポイントの場合は以下の順で決定する。

- ① 上位入賞回数の多い者。
- ② ポイント、上位入賞回数ともに同じ場合は、最終戦の成績が上位の者。
- ③ 最終戦に近いレースでの成績が上位の者。
- ④ 出場回数が多い者。
- ⑤ 上記、①～④で決まらない場合は組織委員会が決定する。
この決定に抗議することはできない。

(5) 決勝出走台数が少ない場合、次のように制限される。

～2台	1位のみ*
3台～4台	2位まで*
5台～10台	3位まで
11台～13台	4位まで
14台～16台	5位まで
17台～	6位まで

※レース不成立とする場合があります。本規則書第9条参照。

3) シリーズ賞典

1位	トロフィー＋副賞
2位	トロフィー＋副賞
3位	トロフィー＋副賞
4位	トロフィー＋副賞
5位	トロフィー＋副賞
6位	トロフィー＋副賞

※ シリーズ1レースあたりの平均出場台数が5台以上だった場合に限る。

4) シリーズ・エントラント賞

もてぎカートレースシリーズ全6戦で、年間合計 50 件以上のエントリーを行なったエントラントには、シリーズ・エントラント賞として、スポーツ走行券を5枚進呈する。

※ エントリー用紙(あるいは Web のフォーム)に同一のエントラント名称・エントラントライセンスナンバーが記載されていることを条件といたします。
同じグループ・系列のエントラントであっても、エントラント名義およびライセンスが異なる場合は対象外となります。

第6章 広告に関する事項

第37条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することを認めない。
- 2) 広告については車検(装備品検査)時に取り付けれるものとする。
- 3) オーガナイザーは次のものに対し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできない。
 - ・ 公序良俗に反するもの。
 - ・ 政治、宗教に関連したもの。

第 7 章 ペナルティーに関する事項

第 38 条 ペナルティー

- 1) 走行中の反則、妨害行為。
- 2) 次に挙げるドライバーサインを怠ったもの。
 - (1) コース上で停止した場合：両手を高く上に上げる。
 - (2) コースイン、コースアウト：片手を高く上に上げる。
- 3) 定められた方向と逆に走行したもの。
- 4) ショートカットなど規定以外のコースを走行したもの。
- 5) 指定された作業エリア以外での作業。
- 6) 再車両検査で車両規則違反があったものは、失格とする。
- 7) 決勝を 2 レース制で行なうクラス、1 大会で 2 戦開催するクラスについては、
決勝 第 2 レース(開催 2 戦中、後半のレース)終了後の再車両検査でエンジンに
違反があったものは、決勝 第 1 レース(開催 2 戦中、前半のレース)も失格とする。
- 8) 競技会中の反則行為については、ドライバーを停止させることなくペナルティーを課す場合がある。
- 9) 大会期間中の違反に対するペナルティーは競技長が大会審査委員会に諮って審査委員会によって決定される。
- 10) 大会審査委員会は状況に応じてペナルティーを軽減したり強化したりすることができる。

第 8 章 その他の一般事項

第 39 条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピット要員を選択あるいは拒否することができる。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させる事ができる。
- 3) 止むを得ざる事由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録又は変更について許可する事ができる。
- 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピット要員およびその参加車両の音声、写真、映像、報道、放送、出版などに関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる。

第 40 条 大会の延期および中止

オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができる。大会の全部を中止あるいは 24 時間以上延期する場合、参加料は返金振込手数料を除き全額返還される。

ただし保険料 (MS 共済会会費) は返還されない。

なおエントラント、ドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しない。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとする。

これに対する抗議は認められない。

第 41 条 公式通知の発行

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則書に生じた必要指示事項は公式通知によって示される。

公式通知は、

1. エントラントもしくはドライバーの住所に郵送される。
2. 大会事務局に掲出される。
3. パドックの掲示板に掲出される。
4. ドライバーズブリーフィングで指示される。
5. 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通知される。

第 42 条 本規則の解釈

本規則書ならびに競技の細則に関する疑義については大会事務局宛てに質疑申し立てができる。

この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第 43 条 特別規則ブルテンの発行

主催者は年度途中においても特別規則について見直しを行なう場合がある。

その内容は、もてぎカートレース特別規則ブルテンで発表される。また、第 40 条の本規則の解釈についても、統一の解釈をブルテンで発表する場合がある。発表は下記ホームページとする。

http://www.twining.jp/j-kart_m/

上記ホームページにてブルテンを確認できない参加者は、主催者へ申し出て、ブルテンを郵送にて受け取ること。

第 44 条 ピット・パドック、駐車エリア使用に関して

- 1) ピット・パドックは火気厳禁。タバコ等火気を取り扱わないこと。
(タバコは指定された場所で喫煙すること。)
また、ピット・パドック使用後は責任をもって清掃すること。
- 2) 場内で処理できるごみは、燃えるもの(紙、ビニール)、カン、ビン、ペットボトル、廃油、砂利、金属となり(廃タイヤは持ち帰ること)、指定のゴミ箱に分別して入れること。
- 3) 競技車両のピット・パドックでのエンジン始動は禁止とする。暖機運転などやむをえず必要な場合は公式通知にて場所・方法を指定する。

【お願い事項】

金属ゴミ箱はバンパー、エンジン、フレーム、家電製品、絨毯などの粗大ゴミとなるものは入れず、お持ち帰りください。処理できない品の置き去りについては、不法投棄となり処罰される場合がありますので十分ご注意ください。

また、駐車エリアの場所取り行為は禁止とさせていただきます。駐車エリアに物を置いたりしますと車両通行上、危険となりますので、物を置かないようにお願いします。

※物が置いてあった場合、事務局で回収させていただく場合があります。

第 45 条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は必ずサーキット内医務局の診断を受けなければならない。
受診していない場合、MS 共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

(1) 獨協医科大学病院

栃木県下都賀郡壬生町北小林 880TEL:0282-86-1111

(2) 自治医科大学附属病院

栃木県下野市薬師寺 3311-1TEL:0285-44-2111

(3) 芳賀赤十字病院

栃木県真岡市台町 2461 TEL:0285-82-2195

2013 もてぎ カートレース シリーズ 選手権規定

技術規定

第 1 章 共通規定

第 46 条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両登録申告書に登録済みのものとし、次の個数が登録できる。

クラス	シャシー	エンジン	タイヤ
Senior MAX Junior MAX MAX Masters パンサー	1 台	2 基	ドライ 1 セット ウェット 1 セット ※1
X30	1 台	1 基 ※2	ドライ 1 セット ウェット 1 セット ※1

※1 使用できるウェットタイヤは 1 セットとする。ただし、審査委員会が認めた場合のみ全員がもう 1 セット使用できる。

※2 登録済エンジンが故障、破損等した場合には、技術委員長の承認のもと交換することができる。

※3 YAMAHA SL カートミーティング対象クラス(YAMAHA スーパーSS、SS、TIA、TIA ジュニア、カデットオープン)の登録数については、SLO(SL カートスポーツ機構)発行の SL カートミーティング規則書・車両規定に準じます。

第 47 条 カート

カートは本特別規則書技術規定に合致した車両であること。

第 48 条 タイヤ

- 1) 公式練習は登録していないタイヤを使用することができる。ただし公式練習中でのタイヤ交換は認められない。
- 2) タイムトライアルから登録したタイヤを使用しなければならない。
- 3) 不慮のトラブルの場合、技術委員長の承認のもとに 1 本のみ交換が認められる。
- 4) 使用するタイヤには各自において、車両ゼッケンを記入しなければならない。

第 49 条 最低重量

最低重量を満たすためにバラストを搭載する場合、バラストは全て固形材料を用い、直径最小 6mm の少なくとも 2 本のボルトを用いてシャシーまたはシートに取り付けられなければならない。

第 50 条 競技ナンバー

「JAF 国内カート競技車両規則」第 2 章 第 9 条に従って前後およびサイドボックス両側面に取り付けること。競技ナンバーはクラス別規定に記される指定色のものを取り付けなければならない。

なお、全クラスともゼッケンに蛍光色を使用する事を禁止する。

第 51 条 インレットサイレンサー(吸気消音器)

- 1) CIK-FIA 登録及び公認のインレットサイレンサーを取り付けること。
なお、改造は禁止とする。
- 2) 吸入口直径は各インレットサイレンサーの CIK 公認書等に表記される口径とする。2004 年以降のモデルには付属のフィルターを内蔵することを義務付ける。
- 3) 2003 年までのモデルの吸入直径は 22mm 以下とする。2004 年以降のモデルの吸入直径は 23mm 以下とする。許容公差は、「JAF 国内カート競技車両規則」第 3 章公認第 17 条許容公差の項目に準ずる。
(未加工部品)

第 52 条 フロントパネル

「JAF 国内カート競技車両規則」に従ったフロントパネルを取り付けること。

第 53 条 サイドボックス

「JAF 国内カート競技車両規則」に記載の規定に準ずる。

第 54 条 フロントフェアリング

「JAF 国内カート競技車両規則」に従ったフロントフェアリングを取り付けること。

第 55 条 リアバンパー

「JAF 国内カート競技車両規則」に従ったものとする。

全クラス、リアプロテクションの装着を義務付ける。なお、リアプロテクションを装着できない場合に限り、堅固な取付構造をなすものであれば、リアオーバーバンクが 400mm を超えない範囲で、リアプロテクション装着部を延長するバー、カラー等を用いることは許される。

第 56 条 発信機

- 1) データロガー用の発光器は、指定された場所以外への設置は認めない。
設置場所についてはピットロード出口側のコンクリートウォールの延長線上にあるセーフティエリア(黄色の斜線を囲んだエリア)とする。
- 2) テレメトリーシステムは一切禁止する。

第 57 条 プラグ

プラグについての改造は一切禁止され、市販状態で使用する事。

第 2 章 クラス別規定

第 58 条 X30

- 1) エンジン: IAME PARILLA X30 とし、一切の変更、改造は禁止される。
また、全ての部品、取付は工場出荷時の状態から変更は認められない。
- 2) タイヤ: ドライ… ダンロップ SL6
ウェット… ダンロップ SLW2
- 3) 最低重量
X30: 155kg
- 4) 競技ナンバー
X30: 黄色地に黒文字
- 5) その他は「2013 X30Challenge シリーズ規定」に従う。

第 59 条 Senior MAX、Junior MAX、MAX Masters

- 1) エンジン: ROTAX FR125MAX (MAX Masters、Senior Max)
ROTAX FR125MAX/JR (Junior MAX) とし、一切の変更・改造は禁止され市販状態でなければならない。補機類も純正品とし変更・改造は禁止され取り付けもメーカー指定通りとする。使用するパーツは純正品に限る。ただし、以下の変更は認められる。
 - ベースパッキン: 使用数およびサイズは自由とする。
 - スキッシュ: 0.90～1.50mm (MAX Masters、Senior Max)
1.20～1.80mm (Junior MAX)
 - 排気パワーバルブ: 調整は自由とする。
 - インテークサイレンサー: 純正品を使用しエアフィルターは取り付けなければならない。
 - バッテリー: 純正品を使用しシャシーのメインパイプにホルダーを使用して取り付ける。
- 2) キャブレター: 純正品のデロルトキャブレターVHSB34 とし無改造とする。ただし、消耗による消音装置の部材の交換は可能とする。
取り付けの際のリベットはボルト・ナットへの交換は認められる。
- 3) ラジエター: 純正品とし無改造とする。
取り付け位置はメーカーの指定通りとする。
不凍液の使用は認められない。
温度を調整するためにラジエターにテープを貼ることは禁止する。
ただし、シャッターカバーの取り付けは認められるが、危険な構造であってはならず堅固に固定されていなければならない。
- 4) MAX Masters クラス規定において、下記車両の参加を認める。
「JAF 国内カート競技車両規則 第 2 章 一般規定 第 15 条 ブレーキ」
上記規定においてブレーキを手動で操作する車両。
「JAF 国内カート競技車両規則 第 2 章 一般規定 第 19 条 アクセルレーター」
上記規定においてアクセルレーターを手動で操作する車両。
- 5) 最低重量
Senior MAX: 160kg
Junior MAX: 148kg
MAX Masters: 165kg
- 6) 競技ナンバー: 黄色地に黒文字

- 第 60 条 YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA TIA、YAMAHA TIA ジュニア、
YAMAHA カデットオープン

- | | |
|---|---|
| <p><u>YAMAHA スーパーSS</u></p> <p>YAMAHA SS</p> <p><u>YAMAHA TIA</u></p> | <p>日本国内仕様</p> <p>KT100S[*]、KT100SD、KT100SC、KT100SEC</p> <p>※ 14 歳以下は SEC 限定、
15 歳以上は SL クラッチのみの装着を
認める。</p> <p>※ <u>YAMAHA SS クラスでは KT100S での
参加も認めるが、シリーズポイント対象外
とする。</u></p> |
| <p><u>YAMAHA TIA ジュニア</u></p> <p>YAMAHA カデットオープン</p> | <p>日本国内仕様</p> <p>KT100SEC</p> |

第 61 条 パンサー

- 1) エンジン: IAME コメットパンサー改造不可とし、キャブレター、エキゾーストパイプ、点火装置(プラグ、プラグキャップを除く)を含むエンジン本体がメーカー工場出荷の状態とする。
- 2) キャブレター: ティロットソン製で IAME 工場出荷時標準品とし、HL334A、HL334AB、HL322E に限る。改造不可。
- 3) コンロッド: メーカー純正品コンロッドに限る。
- 4) マフラー: メーカー純正マフラー(マフラーキャップ含む)に限る。
(キャップは IAME 刻印のある物)改造不可。
- 5) シャシー: 「JAF 国内カート競技車両規則」に準拠したシャシー／フレームを使用しなくてはならない。
- 6) スプロケット: 重量に応じて装着する。サイズについては下記の通りとする。
重量 150kg 以上 155kg 未満… 11T×76T
重量 155kg 以上 160kg 未満… 11T×77T
重量 160kg 以上…………… 11T×78T
- 7) ブレーキ: ハンドブレーキの使用は認められない。
- 8) タイヤ: ドライ… ヨコハマ SL07
ウェット… ヨコハマ SL03
- 9) 最低重量: 150kg
- 9) 競技ナンバー: 赤色地に白文字

もてぎ・鈴鹿共済会(MS 共済会)保険金支払い規定(抜粋)

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。

下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

- (1) 死亡保険金: 事故の日から 180 日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000 万円の支払いを受けるものとする。
- (2) 後遺障害保険金: 事故の日から 180 日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000 万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
- (3) 入院保険金および手術保険金: 事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として、日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
- 入院の場合… 1 日につき 1,500 円
- 手術の場合… 保険会社の定める約款の支払区分通り。

- (4) 通院保険金: 事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
- 実治療日数… 1 日につき 1,000 円
- 通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。

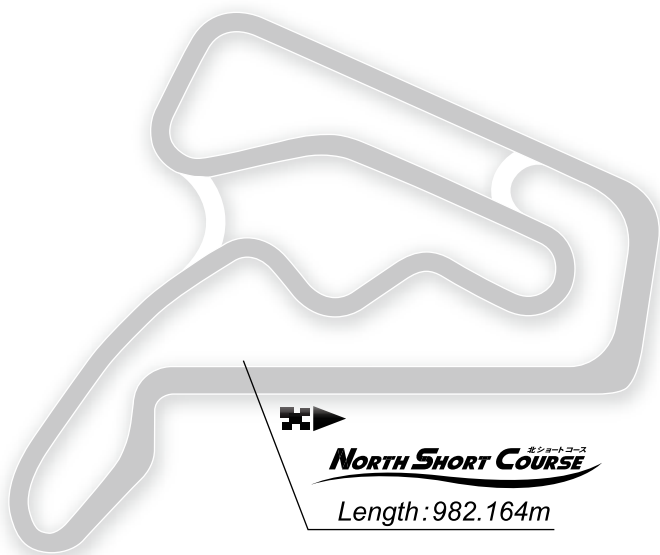
4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット／ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

5. 保険金受取のための必要書類

- (1) 傷害保険金請求書
- (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書
(ただし、医師を指定する場合もある)
- ※ 保険金請求金額が 10 万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
- (3) 同意書
- (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。

7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。



ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山120-1
TEL.0285-64-0200 FAX.0285-64-0209
<http://www.twinring.jp/>

再生紙を使用しています